

二酸化炭素消火設備を設置している皆様へ 二酸化炭素消火設備標識

一般社団法人 日本消防標識工業会 **【推奨品】**



消防庁では、令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したため、事故の再発防止を目的に法令が改正され、新たに標識の設置が必要となりました。(消防法施行規則第19条第5項第19号イ(ホ)関係)

標識設置の期限：令和5年3月31日まで

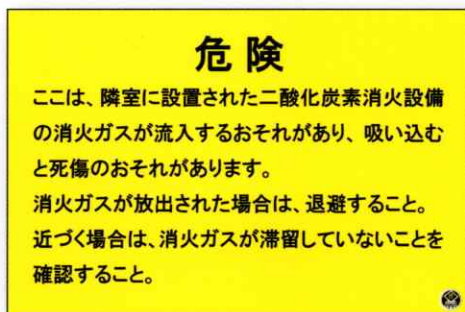
◆二酸化炭素の危険性を注意喚起するため、以下の場所の見やすい箇所に設置する標識◆

- 二酸化炭素を貯蔵する容器がある場所(消火ボンベ庫室)の出入口 推-65・推-66
- 二酸化炭素が放出される場所(防護区画)の出入口 推-65・推-66
- 二酸化炭素が放出される場所(防護区画)に隣接する部分の出入口 推-65・推-67
- 二酸化炭素が放出される場所内(防護区画内) 推-65・推-68



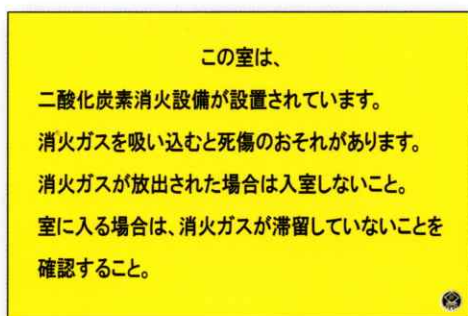
推-65

サイズ：400×300mm 材質：アルミ複合板3mm厚



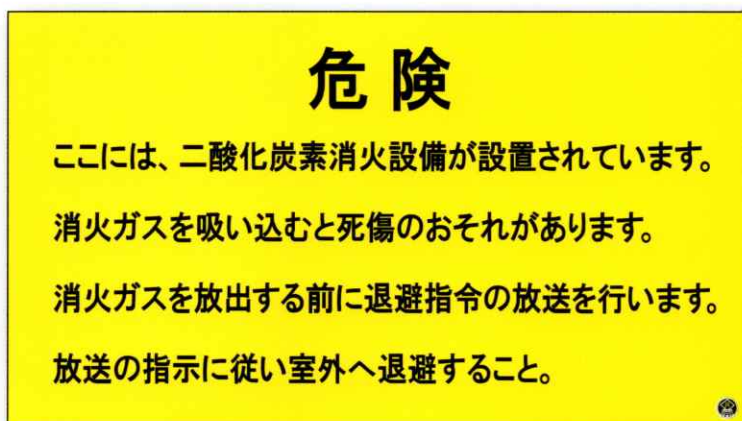
推-67

サイズ：200×300mm 材質：アルミ複合板3mm厚



推-66

サイズ：200×300mm 材質：アルミ複合板3mm厚



推-68

サイズ：270×480mm 材質：アルミ複合板3mm厚

二酸化炭素消火設備とは？

- 防護区画(二酸化炭素が放射されるエリア)内の酸素濃度を低下させ、消火します。
- 消火に伴う汚損が少ない等の特徴から、**機械式駐車場や電気室**などに多数設置されています。
- 設置が作動し、二酸化炭素が放射されると、防護区画内での視界は遮られ**避難が難しくなる**とともに、**高濃度の二酸化炭素は、人体に影響を与え、場合によっては生命の危険性が生じます。**

【製品についての、お問い合わせは】

◎一般社団法人 日本消防標識工業会 TEL.04-2968-7237 FAX.04-2968-7238

■お近くの販売店又は代理店